平成２６年度第１回　大阪市こども・子育て支援会議　放課後事業部会　会議要旨

こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ

１　日　　時　　平成２６年５月２３日（金）午前１０時～午前１２時

２　場　　所　　大阪市役所地下１階　第１０会議室

３　出　席　者

（委　員）　岡田　龍樹　委員、　倉光　愼二　委員、　小谷　啓二　委員、
中澤　新治　委員、　中山　良明　委員、　福永　政治　委員、
藪根　多恵子委員

（本　市）　田丸　卓嗣　こども青少年局青少年担当部長
松原　俊幸　こども青少年局企画部放課後事業担当課長
坪井　宏暁　教育委員会事務局指導部初等教育担当課長

４　議事要旨

＜開会＞

配付資料　資料１：「こども・子育て支援会議　放課後事業部会委員名簿」
資料２：「こども・子育て支援会議条例・規則」

・あいさつ、支援会議の位置づけ説明、資料確認、注意事項説明等
部会長の選出、部会長代理の選出

＜議事＞

（１）会議の公開について

配付資料　資料３：「審議会等の設置及び運営に関する指針」
資料４：「傍聴要領」

・本部会については、原則公開の会議とし、傍聴要領を決定。

（２）こども・子育て支援会議　放課後事業部会について

配付資料　資料５：「こども・子育て支援会議運営要綱」
資料６：「こども・子育て支援会議　放課後事業部会について」
資料７：「こども・子育て支援会議委員名簿」

・本部会の設置の趣旨、主な検討内容等を決定。

（３）児童いきいき放課後事業受託業者の運営状況及び平成 27 年度以降の公募について

配付資料　資料８：「児童いきいき放課後事業　活動時間延長・実施状況等」

（事務局より）

・配付資料に沿って説明。

（委員からの主な意見）

・当業務については、安定的な運営が必要であることから複数年の委託期間とする必要がある。

（４）子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況及び対象児童の要件について

配付資料　資料 9：「子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況」及び「こどもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行に伴う対象児童の要件について」

資料 10：「留守家庭児童対策事業の状況」

（事務局より）

・配付資料に沿って説明。

（５）教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について

配付資料　資料 11：「教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について」

（事務局より）

・配付資料に沿って説明。

（委員からの主な意見）

・アンケートでのニーズについて、情報の取り方でニーズの出方が変わるので注意する必要がある。

・児童いきいき放課後事業については全校区で実施しているため利用が多いが、留守家庭児童対策事業は区に偏在しているため利用が少なくなってしまっていると思われる。

（６）放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準について

配付資料　資料 12：「厚労省令のポイント」

資料 13：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚労省令第 63 号）」

資料 14：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)に対して寄せられた御意見について」

（事務局より）

・配付資料に沿って説明。

（委員からの主な意見）

・第 5 条「支援の対象」について、すでに大阪市では運用している。

・第 9 条「施設・設備」について、国基準で問題ない。

・第 18 条「開所日数」は、国の 250 日以上より本市の補助基準である 291 日以上としたほうが、こどもが通える日数が増えてよい。

・第 10 条「職員数及び資格」について、小規模事業所にとって職員の２名配置及び職員の資格条件を満たすには、現状、厳しい状況にあることが予想され、今後の課題である。

（７）その他

・事務局及び委員から、その他事項なし。